

* 北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

ページ

規 則

○北海道情報公開条例の施行に関する規則の一部を改正する規則……………（法制文書課） 89

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（総務部総務課） 89

○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………（税務課） 90

○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定……………（環境推進課） 91

○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課） 91

○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課） 92

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可……………（農業施設管理課） 92

○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課） 92

○知事権限に係る保安林の指定……………（治山課） 92

○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課） 92

○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課） 92

○道路の供用の開始……………（維持管理防災課） 93

○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正……………（調達課） 93

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 93

道労働委員会告示

○労働委員会規則に基づく公示による交付…………… 93

道警察本部告示

○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正…………… 94

○特定調達契約に係る入札の公告…………… 94

道警察方面本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示…………… 95

道警察署告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）…………… 96

規 則

北海道情報公開条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年4月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第54号

北海道情報公開条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

北海道情報公開条例の施行に関する規則（平成10年北海道規則第44号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式末尾欄外注中2の事項を3の事項とし、1の事項を2の事項とし、同事項の前に次の1事項を加える。

1 開示を受けたときは、これによって得た情報を濫用して、道民生活、企業活動などを侵害したり、不当な利益を享受したりすることのないよう適正に使用してください。

別記第5号様式末尾欄外注中3の事項を4の事項とし、2の事項を3の事項とし、1の事項を2の事項とし、同事項の前に次の1事項を加える。

1 開示を受けたときは、これによって得た情報を濫用して、道民生活、企業活動などを侵害したり、不当な利益を享受したりすることのないよう適正に使用してください。

附 則

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

告 示

北海道告示第348号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年4月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称（各1時間当たりの単価）及び数量

北海道庁本庁舎構内除雪業務 一式

2 随意契約の相手方を決定した日

平成25年11月29日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社佐野重機

(2) 住 所 札幌市西区発寒4条6丁目2番37号

4 随意契約に係る契約金額

(1) 除雪ドーザー 19,000円

- (2) ダンプトラック 9,000円
- (3) ホイルローダー 8,300円
- (4) バックホウ 10,500円
- (5) 除雪作業員 2,300円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部総務課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第349号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年4月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称（1件当たりの単価）及び調達予定数量
道税に係る収納データ作成業務 1,854,000件

2 随意契約の相手方を決定した日

平成26年3月25日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社北洋銀行
- (2) 住 所 札幌市中央区大通西3丁目7番地

4 随意契約に係る契約金額

17.70円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部財政局税務課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第350号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成26年4月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 随意契約に係る特定役務の名称及び調達予定数量

(1) 道税総合情報処理システムオンライン業務及びセンタ処理業務 一式

(2) 自動車二税申告書等処理業務（1件当たりの単価）

ア 自動車二税申告書 472,200件

イ 自動車税返戻納税通知書 59,000件

ウ 自動車税住所変更 98,300件

エ 自動車二税課税免除 17,900件

オ 不動産取得税承継取得入力票 109,600件

(3) 道税総合情報処理システム入力媒体作成業務

ア 住所コード引き（1件当たりの単価） 303,185件

イ A N K（1字当たりの単価） 83,212,500字

ウ 漢字（1字当たりの単価） 5,426,000字

エ 入力媒体（1件当たりの単価） 1,290,900件

(4) 道税総合情報処理システムシーリング業務（1件当たりの単価）

ア 封かん 719,100件

イ 封入・封かん 3,223,400件

(5) 道税総合情報処理システムコレートアンドディタッチャー処理業務（1件当たりの単価） 296,100件

(6) 道税総合情報処理システムC D－R O M作成業務（1枚当たりの単価）

ア マスタ 82枚

イ コピー 408枚

(7) 道税総合情報処理システムプログラム作成業務（1人工当たりの単価） 113.6人
工

2 随意契約の相手方を決定した日

平成26年3月31日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 株式会社H B A

(2) 住 所 札幌市中央区北4条西7丁目1番地8

4 随意契約に係る契約金額

(1) 136,877,040円

(2)ア 45円

イ 30円

ウ

45円

エ

60円

オ

45円

(3)ア

20円

イ

0.33円

ウ

1.05円

エ

0.3円

(4)ア

3.5円

イ

3.5円

(5)

14円

(6)ア

15,200円

イ

2,100円

(7)

522,000円

5

契約の相手方を決定した手続

随意契約

6

随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第2号の規定による。

7

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称

北海道総務部財政局税務課

(2) 所在地

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第351号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成26年4月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

1

要措置区域

北広島市大曲幸町1丁目6番1の一部、6番4（次の図のとおり）

2

特定有害物質の種類

シスー1、2－ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン

3

当該要措置区域において講ずべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

なお、第二溶出量基準に適合しない場合には、基準不適合土壌の汚染状態を第二溶出量

基準に適合させた上で行うこと。

(理由)

土壌の第一種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の第一種特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じているため

(「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局環境推進課に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第352号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の就任及び退任の届出があった。

平成26年4月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

様似土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成26. 4. 1	理 事	江 川 三 良	様似郡様似町字田代1299番地
同	同	同	中 村 勝 則	同 様似町字田代159番地の5
同	同	同	林 時 春	同 様似町字岡田277番地の3
同	同	同	北 澤 正 則	同 様似町緑町145番地の14
同	同	同	菊 地 智	同 様似町字田代134番地の10
同	同	監 事	小 田 誠 一	同 様似町朝日丘68番地の2
同	同	同	松 田 豊 和	同 様似町字田代175番地
退 任	同 26. 3.31	理 事	江 川 三 良	同 様似町字田代1299番地
同	同	同	中 村 勝 則	同 様似町字田代159番地の5
同	同	同	林 時 春	同 様似町字岡田277番地の3
同	同	同	北 澤 正 則	同 様似町緑町145番地の14
同	同	同	菊 地 智	同 様似町字田代134番地の10
同	同	監 事	小 田 誠 一	同 様似町朝日丘68番地の2
同	同	同	松 田 豊 和	同 様似町字田代175番地

倶知安土地改良区

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成26. 4.11	監 事	中 澤 博 美	虻田郡倶知安町字八幡36番地
同	同	同	大 門 幸 雄	同 倶知安町字瑞穂358番地
退 任	同 26. 4.10	同	中 澤 博 美	同 倶知安町字八幡36番地
同	同	同	大 門 幸 雄	同 倶知安町字瑞穂358番地

北海道告示第353号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成26年4月15日、音更町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年4月25日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第354号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、オロロン土地改良区が管理する南明里第3頭首工に係る管理規程を認可した。

平成26年4月25日

北海道知事 高橋 はるみ

認可した管理規程の概要
南明里第3頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第355号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

平成26年4月25日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
オロロン土地改良区	栄第1頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	栄第2頭首工	同
同	南千代田第1頭首工	同
同	南千代田第2頭首工	同
同	南千代田第3頭首工	同
同	南明里第4頭首工	同
同	南明里第5頭首工	同
同	南明里第7頭首工	同

北海道告示第356号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成26年4月25日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林の所在場所 日高郡新ひだか町三石川上401の1（次の図に示す部分に限

る。）、381、浦河郡浦河町字姉茶572の2・572の3・572の5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、572の6、字野深89の58・89の59・字上絵笛434の2・434の4（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、432の3、434の3

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第357号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成26年4月25日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| 1(1) 解除予定保安林の所在場所 | 函館市川汲町2086（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 土砂の流出の防備 |
| (3) 解除の理由 | 道路用地とするため |
| 2(1) 解除予定保安林の所在場所 | 函館市川汲町2086（次の図に示す部分に限る。） |
| (2) 保安林として指定された目的 | 公衆の保健 |
| (3) 解除の理由 | 道路用地とするため |
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第358号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年4月25日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 指定施業要件変更予定保安林 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 ㊦ 主伐は、択伐による。 ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡上川町（次の図に示す部分に限る。） の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 ㊦ 主伐は、択伐による。 ㊧ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ㊨ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第359号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。 その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。 平成26年4月25日 北海道知事 高 橋 はるみ 路線名 供用開始の区間 供用開始の期日 道道網走端野線 網走郡大空町女満別住吉680番15地先から 平成26. 4. 25 同郡大空町女満別住吉680番1地先まで 北海道告示第360号 昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、平成26年4月25日から施行する。	平成26年4月25日 北海道知事 高 橋 はるみ 2 売りさばき人の項幕別町農業協同組合の事項を削る。 総合振興局告示及び振興局告示 北海道空知総合振興局告示第12号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成26年4月25日 北海道空知総合振興局長 山 根 康 徳 1 落札に係る特定役務の名称（1トン当たりの単価）及び調達予定数量 石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥収集運搬業務 1,770トン 2 落札を決定した日 平成26年3月17日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 ジェイアール物流・J R貨物・北海自動車汚泥運搬共同体 (2) 住 所 札幌市白石区流通センター5丁目5番18号 4 落札金額 8,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成26年2月4日付け北海道空知総合振興局告示第4号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部用地管理室管理課 (2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 道 労 働 委 員 会 告 示 北海道労働委員会告示第1号 労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第49条第1項及び第2項の規定により、次のとおり公示による交付を行う。 なお、交付すべき書類は、北海道労働委員会事務局総務審査課に保管し、交付を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成26年5月9日の終了をもって書類の交付があったものとみなされる。

平成26年 4 月25日		北海道労働委員会会長 樋 川 恒 一						
1	事 件 名	平成25年道委不第10号シュミット不当労働行為事件						
2	交 付 す べ き 書 類	1 の事件に関する命令書						
3	交 付 を 受 け る べ き 者	結審時の所在地 札幌市北区新川 3 条 7 丁目 1 番65号 D A I C H O メディカルプラザ 1 F 被 申 立 人 有限会社シュミット 上 記 代 表 者 取締役 山本 幸雄						
道 警 察 本 部 告 示								
北海道警察本部告示第209号								
昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、平成26年 4 月25日から施行する。								
平成26年 4 月25日		北海道警察本部長 坂 明						
別表函館方面函館中央警察署の項中								
「	<table><tr><td>当 別</td><td>同 当別 3 丁目 3 番 9 号</td><td>同 当別 1 丁目から 4 丁目まで、三ツ石 1 丁目及び 2 丁目、当別並びに三ツ石</td></tr><tr><td>茂辺地</td><td>同 茂辺地 2 丁目 5 番37 号</td><td>同 茂辺地 1 丁目から 5 丁目まで、茂辺地、矢不來、茂辺地市ノ渡及び湯の沢</td></tr></table>	当 別	同 当別 3 丁目 3 番 9 号	同 当別 1 丁目から 4 丁目まで、三ツ石 1 丁目及び 2 丁目、当別並びに三ツ石	茂辺地	同 茂辺地 2 丁目 5 番37 号	同 茂辺地 1 丁目から 5 丁目まで、茂辺地、矢不來、茂辺地市ノ渡及び湯の沢	を
当 別	同 当別 3 丁目 3 番 9 号	同 当別 1 丁目から 4 丁目まで、三ツ石 1 丁目及び 2 丁目、当別並びに三ツ石						
茂辺地	同 茂辺地 2 丁目 5 番37 号	同 茂辺地 1 丁目から 5 丁目まで、茂辺地、矢不來、茂辺地市ノ渡及び湯の沢						
「	<table><tr><td>当 別</td><td>同 当別 3 丁目 3 番 9 号</td><td>同 当別 1 丁目から 5 丁目まで、三ツ石 1 丁目及び 2 丁目、当別並びに三ツ石</td></tr><tr><td>茂辺地</td><td>同 茂辺地 2 丁目 5 番37 号</td><td>同 茂辺地 1 丁目から 7 丁目まで、茂辺地、矢不來、茂辺地市ノ渡及び湯の沢</td></tr></table>	当 別	同 当別 3 丁目 3 番 9 号	同 当別 1 丁目から 5 丁目まで、三ツ石 1 丁目及び 2 丁目、当別並びに三ツ石	茂辺地	同 茂辺地 2 丁目 5 番37 号	同 茂辺地 1 丁目から 7 丁目まで、茂辺地、矢不來、茂辺地市ノ渡及び湯の沢	に改める。
当 別	同 当別 3 丁目 3 番 9 号	同 当別 1 丁目から 5 丁目まで、三ツ石 1 丁目及び 2 丁目、当別並びに三ツ石						
茂辺地	同 茂辺地 2 丁目 5 番37 号	同 茂辺地 1 丁目から 7 丁目まで、茂辺地、矢不來、茂辺地市ノ渡及び湯の沢						
北海道警察本部告示第210号								

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。	
なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）の適用を受ける。	
平成26年 4 月25日	
北海道警察本部長 坂 明	
1	入 札 に 付 す る 事 項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量	
警察官（男性）用夏服上衣（長袖）	3,081着
警察官（男性）用夏服上衣（半袖）	1,655着
(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。	
(3) 納 入 期 日 平成26年 9 月 1 日	
(4) 納 入 場 所 契約担当者等が指定する場所	
2	入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。	
(1) 平成25年北海道告示第 3 号又は平成26年北海道告示第11号に規定する物品の購入の資格を有すること。	
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。	
(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。	
(4) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。	
(5) 当該調達物品の製造に必要な生地の手給を受けられること。	
(6) 当該調達物品を製造する工場を確保できること。	
3	条件付一般競争入札参加資格の審査
(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の(4)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。	
ア	申 請 の 時 期 平成26年 4 月25日から同年 5 月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで
イ	申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ	申請書類の提出先 郵便番号 060－8520 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道警察本部総務部会計課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場 (送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部会計課) (2) 入札日時 平成26年6月6日 午後1時30分(送付による場合は、同月5日までに必着) (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒(宛先を明記したもの)及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、北海道警察のホームページ(http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/)においてダウンロードすることができる。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織 (1) 名称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 (3) 電話番号 011-251-0110 内線 2239 11 Summary	A Nature and quantity of products to be procured : a Male police officer's summer shirts with long sleeves, 3,081 pieces b Male police officer's summer shirts with short sleeves, 1,655 pieces B Bid tendering time and date : 1 : 30 P.M., June 6, 2014 (If mailed, bids must arrive no later than June 5, 2014) C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8520 Japan Phone : 011-251-0110 Ext. 2239 道 警 察 方 面 本 部 告 示 北海道警察釧路方面本部告示第81号 次のとおり一般競争入札により落札者及び随意契約により契約者を決定した。 平成26年4月25日 北海道警察釧路方面本部長 古川 裕也 1(1) 落札に係る物品等の名称(1リットル当たりの単価)及び調達予定数量 帯広地区 ア 自動車ガソリン J I S 1号 16,000リットル イ 自動車ガソリン J I S 2号 70,000リットル ウ 軽油 J I S 各号 6,000リットル (2) 落札を決定した日 平成26年3月18日 (3) 落札者の氏名及び住所 ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社 イ 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地 (4) 落札金額 ア 160円 イ 150円 ウ 134円 (5) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 (6) 一般競争入札の公告 平成26年2月4日付け北海道警察釧路方面本部告示第24号 (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道釧路方面本部会計課
---	---

イ 所在地 釧路市黒金町10丁目5番地1 2(1) 随意契約に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 釧路地区 ア 自動車ガソリン J I S 1号 30,000リットル イ 自動車ガソリン J I S 2号 101,000リットル ウ 軽油 J I S 各号 9,000リットル (2) 随意契約の相手方を決定した日 平成26年3月18日 (3) 随意契約の相手方の氏名及び住所 ア 氏 名 北日本石油株式会社 イ 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28番5号 (4) 随意契約に係る契約金額 ア 156円 イ 146円 ウ 131円 (5) 契約の相手方を決定した手続 随意契約 (6) 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による。 (7) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ア 名 称 北海道釧路方面本部会計課 イ 所在地 釧路市黒金町10丁目5番地1	3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 北日本石油株式会社 (2) 住 所 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28-5 4 落札金額 (1) 165円 (2) 153円 (3) 138円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成26年2月7日付け札幌方面北警察署告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道札幌方面北警察署会計課 (2) 所在地 札幌市北区北24条西8丁目2番20号 釧路方面釧路警察署告示第6号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成26年4月25日 北海道釧路方面釧路警察署長 中 林 厚 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 (1) 自動車用ガソリン J I S 2号 155,200リットル (2) 軽油 J I S 各号 4,900リットル 2 落札を決定した日 平成26年3月13日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 金井石油株式会社 (2) 住 所 釧路市文苑1丁目22番11号 4 落札金額 (1) 147円 (2) 133円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成26年1月24日付け釧路方面釧路警察署告示第1号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
道 警 察 署 告 示	
札幌方面北警察署告示第9号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成26年4月25日 北海道札幌方面北警察署長 今 野 幸 夫 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 (1) 自動車ガソリン J I S 1号 10,000リットル (2) 自動車ガソリン J I S 2号 173,000リットル (3) 軽油 J I S 各号 8,000リットル 2 落札を決定した日 平成26年3月25日	

(1) 名 称 北海道釧路方面釧路警察署会計課 (2) 所在地 釧路市黒金町10丁目 5 番地 1 釧路方面帯広警察署告示第 9 号 次のとおり随意契約により契約者を決定した。 平成26年 4 月25日 北海道釧路方面帯広警察署長 藤 村 博 之 1 随意契約に係る物品等の名称（１リットル当たりの単価）及び調達予定数量 (1) 自動車用ガソリン J I S 1 号 9,000リットル (2) 自動車用ガソリン J I S 2 号 140,000リットル (3) 軽油 J I S 各号 9,000リットル 2 随意契約の相手方を決定した日 平成26年 3 月14日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 栗林石油株式会社 (2) 住 所 室蘭市入江町 1 番地19 4 随意契約に係る契約金額 (1) 160円 (2) 150円 (3) 133円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 2 第 1 項第 8 号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道釧路方面帯広警察署会計課 (2) 所在地 帯広市西 1 条北 1 丁目 1 番地 正 誤 ○平成26年 3 月28日（号外第20号） 北海道人事委員会規則 7－1281（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。 ページ 欄 行 4 左 7 誤 第35条第 2 項第 1 号	正 第35条第 2 項各号
---	-------------------------------